

## 目次

### 1. 「返送に係る輸出等」を特別一般包括許可証を用いて行う輸出者等の対応等について

- Q1. 平成23年4月1日から特別一般包括許可で「輸入品等の返送のための輸出等」が行えるようになりますが、この関連で輸出管理内部規程(CP)などを変更する必要がありますか。
- Q2. 平成23年4月1日から特別一般包括許可で「輸入品等の返送のための輸出等」が行えるようになりますが、この関連で輸出管理内部規程(CP)や細則等を4月1日までに必ず変更しなければならないのでしょうか。
- Q3. 当社は特別一般包括許可を取得していますが、「輸入品等の返送のための輸出等」は行いません。この場合は何か対応が必要でしょうか。
- Q4. 当社は現在、輸出管理内部規程を作成し経済産業省へ届出をしていますが、特別一般包括許可は取得していません。本年4月以降「輸入品等の返送のための輸出等」が行えるようになるため、今後、特別一般包括許可を取得しようと考えています。この場合にはどのような対応が必要でしょうか。
- Q5. 当社の輸出管理内部規程(CP)では、文書の保存期間を「大量破壊兵器関連は7年間、その他は5年間」保存することを規定しています。「輸入品等の返送のための輸出等」を行う場合には、これらに関する文書は7年間保存する必要があると思いますが、CPを変更する必要がありますか。
- Q6. 特別一般包括許可で「輸入品等の返送のための輸出等」を行うに当たり、輸出管理内部規程(CP)や細則等を変更する場合には、具体的にどの部分を変更する必要がありますか。
- Q7. 特別一般包括許可で「輸入品等の返送のための輸出等」が行えるようになるため、当社ではこの関連手続を輸出管理内部規程(CP)ではなく、下部規程である細則に規定して運用することを考えていますが、この場合でも経済産業省へのCP内容変更届が必要ですか。
- Q8. 特別一般包括許可で「輸入品等の返送のための輸出等」が行えるようになるため、当社ではこの関連手続を輸出管理内部規程(CP)の下部規程である細則に規定して運用することを考えています。実際の運用にあたって留意すべき点はありますか。

## 2. 「軍関係機関等の需要者確認」の対応等について

- Q9. 平成23年4月1日から特別一般包括許可の条件として、輸出令別表第3の地域を除く地域の“軍又は軍関係機関等”を需要者とする輸出等を行う場合には、経済産業省への事前届出が必要となりますが、この関連で輸出管理内部規程(CP)などを変更する必要がありますか。
- Q10. 平成23年4月1日から特別一般包括許可の条件として、輸出令別表第3の地域を除く地域の“軍又は軍関係機関等”を需要者とする輸出等を行う場合には、経済産業省への事前届出が必要となりますが、この関連で輸出管理内部規程(CP)や細則等を4月1日までに必ず変更しなければならないのでしょうか。
- Q11. 当社は現在、特別一般包括許可を取得していませんが、輸出令別表第3の地域を除く地域の“軍又は軍関係機関等”の需要者であることを確認するための手続を輸出管理内部規程(CP)や細則等を変更して定める必要がありますか。
- Q12. 輸出令別表第3の地域を除く地域の“軍又は軍関係機関等”の需要者であることを確認するための規定を輸出管理内部規程(CP)に設ける場合には、具体的にどの部分を変更する必要がありますか。
- Q13. 輸出令別表第3の地域を除く地域の“軍又は軍関係機関等”を需要者の確認を行うための規定を当社では輸出管理内部規程(CP)ではなく、下部規程である細則に規定して運用することを考えていますが、この場合でも経済産業省へのCP内容変更届が必要ですか。
- Q14. 輸出令別表第3の地域を除く地域の“軍又は軍関係機関等”を需要者の確認を行うための規定を当社では輸出管理内部規程(CP)ではなく、下部規程である細則に規定して運用することを考えていますが、何か留意すべき点はありますか。

## 3. 需要者が確定していない輸出等について

- Q15. 平成23年4月1日から特別一般包括許可の条件として、需要者が確定していない輸出等を行う場合には、需要者として予定される者等について確認を行い、かつ特別一般包括許可を適用することができない第三国に転売される予定のないことを確認することが加わりましたが、この関連で輸出管理内部規程(CP)などを変更する必要がありますか。

## 1. 「返送に係る輸出等」を特別一般包括許可証を用いて行う輸出者等の対応等について

Q1. 平成23年4月1日から特別一般包括許可で「輸入品等の返送のための輸出等」が行えるようになりますが、この関連で輸出管理内部規程(CP)などを変更する必要がありますか。

A1. 特別一般包括許可証を用いて行う輸出等については、「包括マトリックス表」(包括許可取扱要領の別表A又は別表B)において『特別一般』と記載された貨物等と仕向地等の組み合わせに限定されています。

平成22年12月6日に包括許可取扱要領<sup>(注1)</sup>が改正され、平成23年4月1日からは「輸入品等の返送のための輸出等」(以下「返送輸出等」という。)について、一定の条件を満たせば、上記『特別一般』と記載された範囲以外でも一定の範囲<sup>(注2)</sup>で、特別一般包括許可証を用いて、あらかじめ定めた手続に従って輸出等を行うことが可能となります。

したがって、特別一般包括許可を取得もしくは取得予定の輸出者等の皆様で、この返送輸出等の制度を利用する場合には、あらかじめ組織内で返送輸出等に係る手続を輸出管理内部規程(CP)又は下部規程(細則等)<sup>(注3)</sup>で規定することが考えられます。

必ずしもCPにこの手続を規定することは必須ではありませんが、少なくとも細則等で規定していただく必要があります。

仮に、CPに当該手続を規定する場合には、包括許可条件に従ってCP変更後1か月以内に安全保障貿易検査官室に内容変更届を提出する必要がありますので御注意ください。

なお、既にCPや細則等において、返送輸出等に関する手続を規定している輸出者等であって、今回の包括許可取扱要領の改正内容にも対応できる規定となっている場合は、新たな対応は必要ありません。

(注1) 包括許可取扱要領(平成17・02・23 貿局第1号・輸出注意事項17第17号)

<参考> 包括許可取扱要領の一部を改正する通達

[http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/tutatu/t08kaisei/t08kaisei\\_houkatsukyokayouryou101227.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t08kaisei/t08kaisei_houkatsukyokayouryou101227.pdf)

(注2) 一定の範囲とは、以下の場合

○返送輸出等を行う貨物等が輸出貿易管理令 別表第1の1の項、外国為替令 別表の1の項ではない場合

○仕向国等がイラン、リビア及び輸出貿易管理令 別表第3の2の国(国連武器禁輸国)以外の場合

(注3) 下部規程(細則等)とは、輸出管理内部規程(CP)についての手続等の詳細を定めた「細則」、「業務マニュアル」、「運用通達」などを指す。

Q2. 平成23年4月1日から特別一般包括許可で「輸入品等の返送のための輸出等」が行えるようになりますが、この関連で輸出管理内部規程(CP)や細則等を4月1日までに必ず変更しなければならないのでしょうか。

A2. 必ずしも4月1日までに変更する必要はありません。

特別一般包括許可証を用いて「輸入品等の返送のための輸出等」(以下「返送輸出等」という。)を行う輸出者等にあつては、輸出管理内部規程(CP)又は下部規程(細則等)に手続を定めた上で、この返送輸出等の制度を利用する必要があるものです。

例えば、輸出者等で準備期間をおいて平成23年6月1日からこの返送輸出等の制度を利用する場合には、6月1日までに関連規程を整備・変更することで構いません。

Q3. 当社は特別一般包括許可を取得していますが、「輸入品等の返送のための輸出等」は行いません。この場合は何か対応が必要でしょうか。

A3. 対応の必要はありません。

なお、当面は、特別一般包括許可証を用いた「輸入品等の返送のための輸出等」(以下「返送輸出等」という。)を行わないものの、将来的には利用することをお考えの輸出者等にあつては、この返送輸出等制度の利用開始前までには、輸出管理内部規程(CP)又は下部規程(細則等)を整備・変更した上で利用する必要があります。

Q4. 当社は現在、輸出管理内部規程（CP）を作成し経済産業省へ届出をしていますが、特別一般包括許可は取得していません。「輸入品等の返送のための輸出等」が行えるようになるため、今後、特別一般包括許可を取得しようと考えています。この場合にはどのような対応が必要でしょうか。

A4. 特別一般包括許可を取得して「輸入品等の返送のための輸出等」（以下「返送輸出等」という。）を行う輸出者等にあっては、特別一般包括許可申請を行う前に、まず、輸出者等の組織内で、この返送輸出等の係る手続を輸出管理内部規程（CP）又は下部規程（細則等）に定める必要があります。

Q5. 当社の輸出管理内部規程(CP)では、文書の保存期間を「大量破壊兵器関連は7年間、その他は5年間」保存することを規定しています。「輸入品等の返送のための輸出等」を行う場合には、これらに関する文書は7年間保存する必要があると思いますが、CPを変更する必要がありますか。

A5. 輸出管理内部規程(CP)において、文書の保存期間を「大量破壊兵器関連は7年間、その他は5年間」保存することを書き分けて規定している場合であって、特別一般包括許可証を用いた「輸入品等の返送のための輸出等」(以下「返送輸出等」という。)を行う場合には、少なくともCPの当該規定は変更する必要があります。

具体的な、規定方法としては、以下の2通りが考えられます。

①保存期間を書き分けず、すべてを「7年間」保存するよう規定する方法

②特別一般包括許可証を用いた「返送輸出等」をした場合の関連の文書についても「7年間」保存するよう規定に追加する方法。

なお、CPを変更した場合には、変更後、1か月以内に経済産業省安全保障貿易検査官室に内容変更届を提出する必要がありますので、御注意ください。



<参考> 文書保存に関する具体的な輸出管理内部規程(CP)の規定

(例1) すべてを7年間保存する規定の例

(文書管理又は記録媒体の保存)

第〇〇条 規制貨物等の輸出等に係る文書又は記録媒体を貨物が輸出された日又は技術が提供された日から起算して、少なくとも7年間は保管する。

(例2) 返送輸出等に関連するものを7年間保存する規定の例

(文書管理又は記録媒体の保存)

第〇〇条 規制貨物等の輸出等に係る文書又は記録媒体を貨物が輸出された日又は技術が提供された日から起算して、下記の期間は保管する。

- 一 輸出令別表第1の1の項から4の項に該当する貨物及び外為令別表の1の項から4の項に該当する技術に関するもの少なくとも7年間。
- 二 輸出令別表第1の5の項から16の項に該当する貨物及び外為令別表の5の項から16の項に該当する技術に関するもの少なくとも5年間。
- 三 上記第一号及び第二号にかかわらず、包括許可取扱要領 I 3(1)②で定める「返送に係る輸出」及び同3(2)②で定める「返送に係る技術の提供」に関するものは少なくとも7年間。

Q6. 特別一般包括許可で「輸入品等の返送のための輸出等」を行うに当たり、輸出管理内部規程(CP)や細則等を変更する場合には、具体的にどの部分を変更する必要がありますか。

A6. 特別一般包括許可で「輸入品等の返送のための輸出等」(以下「返送輸出等」という。)を行うに当たって、輸出管理内部規程(CP)や細則等を変更する場合には、以下の部分を変更する必要があると考えられます。

(1) 該非判定の規定部分

「返送輸出等」を行う貨物等の該非判定<sup>(注4)</sup>については、例えば、輸入元の海外メーカーからの情報によれば、リスト規制貨物等の2項～15項<sup>(注5)</sup>のいずれに該当するか否かが必ずしも明らかでない場合<sup>(注6)</sup>であっても、特別一般包括許可証を用いて「返送輸出等」を行うことができる場合があるので、この内容等を該非判定の手續に加える必要があります。

(2) 取引審査の規定部分

「返送輸出等」を行う貨物等については、輸入元の海外メーカー等に返送されることの確認等、取引審査を実施する必要があることから、「返送輸出等」であること及び返送の種類<sup>(注7)</sup>を取引審査票

の件名又は用途欄に記入するなどして、これを明らかにするとともに、取引審査の最終判断権者が特別一般包括許可証を用いて「返送輸出等」を行うことについて審査・承認をすることとなります。このため、これに従って実際の手続を進めることとなることから、これらの内容を取引審査手続の規定及び取引審査票などの帳票類に加える必要があります。

### (3) 出荷管理の規定部分

「返送輸出等」を行う場合には、通常の輸出等とは異なり、輸入した際の書面や返送輸出等であることを証する書面など<sup>(注8)</sup>、出荷時にチェックする添付書類を確認するための「返送輸出等に係る出荷チェックシート」等を準備し、必要な書面が整っているかを確認することとなります。したがって、これらについて出荷管理手続の規定に加えるとともに、出荷チェックシートなども既存の様式を変更したり、新たに作成するなどの対応が必要となります。

### (4) 文書保存の規定部分

文書の保存期間を「大量破壊兵器関連は7年間、その他は5年間」保存すること書き分けて規定している場合には、「返送輸出等」の貨物等についても7年間保存する必要があることから、文書保存期間を一律7年間保存とするなど<sup>(注9)</sup>の変更を行う必要があります。

- (注4) 輸出者等遵守基準省令(※)に基づき、貨物等の輸出等を行う場合には、該非確認(＝該非判定)を行う必要はある。
- (※) 輸出者等遵守基準を定める省令(経済産業省令第60号 平成21年10月16日)
- (注5) 輸出貿易管理令の別表第1、外国為替令の別表の“武器(1項)”以外のものであることの確認は必要。
- (注6) 該非判定を行ったのものリスト規制貨物等の2～15項であるかキャッチオール規制貨物等である16項であるかが明らかでない場合も含む。
- (注7) 包括許可取扱要領3.(1)②イからハのいずれの類型か(貨物の場合)、同要領3.(2)②イから二のいずれの類型か(役務の場合)、によって返送輸出等をする際の手続や必要となる書面等が異なる場合がある。
- (注8) 返送輸出に係る書面については、Q&Aの「A8.」も参照ください。
- (注9) 文書保存の規定の方法については、Q&Aの「A5.」を参照ください。

Q7. 特別一般包括許可で「輸入品等の返送のための輸出等」が行えるようになるため、当社ではこの関連手続を輸出管理内部規程（CP）ではなく、下部規程である細則に規定して運用することを考えていますが、この場合でも経済産業省へのCP内容変更届が必要ですか。

A7. 特別一般包括許可証を用いて「輸入品等の返送のための輸出等」（以下「返送輸出等」という。）を行う輸出者等にあっては、あらかじめ手続を定めた上で運用する必要がありますが、必ずしも輸出管理内部規程（CP）に規定することを求めるものではありません。

下部規程である細則等に手続の手順等をあらかじめ定め、それに従って実際の返送輸出等の手続が行えるようになっていれば問題ありません。

(注10)「輸出管理内部規程の届出等について(平成 17・02・23 貿局第6号)の様式3

<参考> 輸出管理内部規定の届出等についての一部を改正する通達  
[http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/tutatu/t08kaisei/t08kaisei\\_CPtodokede101227.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t08kaisei/t08kaisei_CPtodokede101227.pdf)

Q8. 特別一般包括許可で「輸入品等の返送のための輸出等」が行えるようになるため、当社ではこの関連手続を輸出管理内部規程(CP)の下部規程である細則に規定して運用することを考えています。実際の運用にあたって留意すべき点はありますか。

A8. 本Q&Aの「A7.」を御参照ください。

なお、特別一般包括許可証を用いて「輸入品等の返送のための輸出等」(以下「返送輸出等」という。)を行う場合には、細則等で輸入から返送輸出までの一連の手続(輸入通関～返送事由の発生～該非判定～取引審査～出荷管理～返送輸出通関)を規定しなければ、実際の運用ができません。

また、貨物を返送輸出通関するためには、あらかじめ以下のような書類を保存しておく必要があります。

- ①輸出者等が作成する返送輸出であることを証する書類
- ②返送される貨物が、実際に本邦に輸入されたものであるかを証する輸入許可通知書又は税関の証明書
- ③輸入されたときのインボイス、B/L(船荷証券)、AWB(航空貨物運送状)、パッキングリスト など

## 2. 「軍関係機関等の需要者確認」の対応等について

Q9. 平成23年4月1日から特別一般包括許可の条件として、輸出令別表第3の地域を除く地域の“軍又は軍関係機関等”を需要者とする輸出等を行う場合には、経済産業省への事前届出が必要となりますが、この関連で輸出管理内部規程(CP)などを変更する必要がありますか。

A9. 平成22年12月6日に包括許可取扱要領<sup>(注11)</sup>が改正され、平成23年4月1日からは特別一般包括許可の許可条件として、輸出令別表第3の地域を除く地域の「軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関<sup>(注12)</sup>」(以下「軍又は軍関係機関等」という。)を需要者とする輸出等を行う場合には、経済産業省への事前の届出が必要となります。

したがって、特別一般包括許可を取得もしくは取得予定の輸出者等の皆様は、あらかじめ組織内で需要者が輸出令別表第3の地域を除く地域の“軍又は軍関係機関等”であるか否かを確認する手続について、輸出管理内部規程(CP)又は下部規程(細則等)<sup>(注13)</sup>で定める必要があります。

注) 軍又は軍関係機関等の需要者の確認については、特別一般包

括許可を取得もしくは取得予定の輸出者等はすべて対象となり、  
対応する必要がありますので御注意ください。

(注11)包括許可取扱要領(平成 17・02・23 貿局第1号・輸出注意事項17第17号)

<参考> 包括許可取扱要領の一部を改正する通達

[http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/tutatu/t08kaisei/t08kaisei\\_houkatsukyokayouryou101227.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t08kaisei/t08kaisei_houkatsukyokayouryou101227.pdf)

(注12)「軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関」とは、軍隊又は国防、治安の維持若しくは安全保障等を目的とする機関(警察及び情報機関を含む。)及びこれらの機関に属する機関をいう。

※包括許可取扱要領、別紙1の“特別一般包括輸出許可の条件”及び別紙2“特別一般包括役務許可の条件”の表2の(注3)、“許可条件の適用”「5」を参照ください。

※※輸出者等において審査した結果、軍関係機関等の需要者であるか否か疑義があつて経済産業省へ届出をすべきか判断が難しい場合には、本件の届出先となる経済産業省 安全保障貿易審査課へ御相談ください。

(注13)下部規程(細則等)とは、輸出管理内部規程(CP)についての手続等の詳細を定めた「細則」、「業務マニュアル」、「運用通達」などを指す。



Q10. 当社は現在、特別一般包括許可を取得していませんが、輸出令別表第3の地域を除く地域の“軍又は軍関係機関等”の需要者であることを確認するための手続を輸出管理内部規程(CP)や細則等を変更して定める必要がありますか。

A10. 特別一般包括許可を取得していない輸出者等の皆様は、必ずしも必要ではありません。

ただし、将来、特別一般包括許可の取得を予定している輸出者等の皆様は、特別一般包括許可を取得する前までにあらかじめ組織内で需要者が輸出令別表第3の地域を除く地域の“軍又は軍関係機関等”であるか否かを確認する手続を輸出管理内部規程(CP)又は下部規程(細則等)で定める必要があります。

Q11. 輸出令別表第3の地域を除く地域の“軍又は軍関係機関等”の需要者であることを確認するための規定を輸出管理内部規程（CP）に設ける場合には、具体的にどの部分を変更する必要がありますか。

A11. 輸出令別表第3の地域を除く地域の“軍又は軍関係機関等”の需要者であることを確認するための規定を輸出管理内部規程（CP）に設ける場合には、以下の部分を変更するなどして規定する必要があると考えられます。

○需要者確認の規定部分

リスト規制貨物等について、輸出等の引き合いを受けた場合には、その需要者が輸出令別表第3の地域を除く地域の「軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関」であるか否かを確認する規定を加える必要があります。

また、これに伴って帳票類のうち、「取引審査票」や「需要者チェックリスト」に、この項目を加えて、実際に社内で需要者確認の審査をする際に、各担当部門等でこの内容を漏れなくチェックされるような仕組みとする必要があります。

<参考> 具体的な輸出管理内部規程(CP)の規定(例)

(需要者等確認)

第〇〇条 担当部門は、輸出等の引き合いを受けた場合には、その行おうとする輸出等の契約相手先、需要者等について、以下の第一号又は第二号のいずれかの項目に該当するか否かを確認する。更に、リスト規制貨物等については、これに加えて第三号の項目に該当するか否かを確認する。

- 一 経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」に掲載されている。
- 二 核兵器等の開発等を行う又は行ったことが入手した資料等に記載されている又はその情報がある。
- 三 軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関である。

Q12. 輸出令別表第3の地域を除く地域の“軍又は軍関係機関等”の需要者であることを確認するための規定を当社では輸出管理内部規程(CP)ではなく、下部規程である細則に規定して運用することを考えていますが、この場合でも経済産業省へのCP内容変更届が必要ですか。

A12. 特別一般包括許可を取得もしくは取得予定の輸出者等にあっては、あらかじめ組織内で“軍又は軍関係機関等”の需要者であるか否かを確認する手順を定める必要がありますが、必ずしも輸出管理内部規程(CP)に、この手順を規定することは必須ではありません。輸出管理内部規程(CP)の下部規程(細則等)で定めるのも問題はなく、この場合、CP内容変更届を提出する必要はありません。

Q13. 輸出令別表第3の地域を除く地域の“軍又は軍関係機関等”の需要者であることを確認するための規定を輸出管理内部規程(CP)の下部規程である細則に規定して運用することを考えています。運用にあたって留意すべき点がありますか。

A13. 本Q&Aの「A11.」及び「A12.」を御参照ください。

用途確認、需要者確認については、輸出管理内部規程(CP)に確認する内容を規定している場合が多いと思われます。このような輸出者等にあっては、極力、CPに“軍又は軍関係機関等”の需要者であることを確認するための規定を追加することが望ましいと考えられます。CPの規定を変更する場合の参考例を「A11.」に載せておりますので御参照ください。

### 3. 需要者が確定していない輸出等について

Q14. 平成23年4月1日から特別一般包括許可の条件として、需要者が確定していない輸出等を行う場合には、需要者として予定される者等について確認を行い、かつ特別一般包括許可を適用することができない第三国に転売される予定のないことを確認することが加わりましたが、この関連で輸出管理内部規程(CP)などを変更する必要がありますか。

A14. 輸出等に際しては、需要者及び用途を確認する必要があります。しかしながら、商品等の特性上、需要者が確定していない輸出等(以下「ストック販売」という。)について特別一般包括許可証を用いて輸出等を行わざるを得ない場合には、特別一般包括許可が適用できない(注14)第三国に再販売されないこと等を確認する必要があります。

平成22年12月6日に包括許可取扱要領(注15)が改正され、平成23年4月1日からは、“ストック販売”を行う場合には、需要者として予定される者等について確認を行い、かつ特別一般包括許可を適用することができない第三国に転売される予定のないことを確認することが、特別一般包括許可の条件として明示されました。

したがって、特別一般包括許可を取得もしくは取得予定の輸出者等は特別一般包括許可証を用いた輸出等で“ストック販売”を行う場合には、需要者として予定される者等の確認や第三国に転売されることのないようにストック販売先から誓約書等入手するなど、必要な対応を行うことが必要となります。

万一、特別一般包括許可証を用いた輸出等で“ストック販売”を行っているにもかかわらず、この手続が明確になってない場合には、手続を整備する必要があります。この手続については、必ずしも輸出管理内部規程(CP)に定める必要はありませんが、下部規程(細則等)<sup>(注16)</sup>で規定して適切に運用管理をしていただく必要がありますので、御注意ください。

仮に、CPに当該手続を新たに規定する場合には、包括許可条件に従ってCP変更後1か月以内に安全保障貿易検査官室に内容変更届を提出する必要がありますので御注意ください。

(注14) 特別一般包括許可証を用いて輸出等を行う場合には、「包括マトリックス表」(包括許可取扱要領の別表A又は別表B)において『特別一般』と記載された貨物等と仕向地等の組み合わせに限定されています。

(注15) 包括許可取扱要領(平成17・02・23 貿局第1号・輸出注意事項17第17号)  
<参考> 包括許可取扱要領の一部を改正する通達  
[http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/tutatu/t08kaisei/t08kaisei\\_houkatsukyokayouryou101227.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t08kaisei/t08kaisei_houkatsukyokayouryou101227.pdf)

(注16) 下部規程(細則等)とは、輸出管理内部規程(CP)についての手続等の詳細を定めた「細則」、「業務マニュアル」、「運用通達」などを指す。